

地方独立行政法人京都市産業技術研究所に職員を引き継ぐ京都市の内部組織を定める条例
(平成26年3月25日京都市条例第106号) (産業観光局産業技術研究所)

地方独立行政法人法第59条第2項の規定により、地方独立行政法人京都市産業技術研究所の成立の日において、同法人に職員を引き継ぐこととなる本市の内部組織を定めることとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所に職員を引き継ぐ京都市の内部組織を定める条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第106号

地方独立行政法人京都市産業技術研究所に職員を引き継ぐ京都市の内部組織を定める条例

地方独立行政法人法第59条第2項の規定により地方独立行政法人京都市産業技術研究所に職員を引き継ぐ本市の内部組織は、旧京都市産業技術研究所条例第1条に規定する京都市産業技術研究所とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(産業観光局産業技術研究所)